

令和3年度第3回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和4年1月17日(月) 午前9時30分から午前11時10分まで

場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

出 席 者 昇秀樹、杉山知子、谷口功、萩野章、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、住田穂積、田中拓己、幸村朋子(敬称略)

欠 席 者 なし

事 務 局 石川達也(総合政策部長)、和田徹(同部調整監)、杉田武史(同部次長兼企画政策課長)、安彦直美(同課課長補佐)、西口和宏(同課市政戦略係長)、犬飼啓貴(同課同係主任)

説明の為に出席した者 大鐘徹也(市民協働課長)、長原詠子(同課課長補佐)、安藤英樹(同課市民協働係長)、秋山里奈(同課同係主事)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(1名)

次 第 1 開会
2 答申
3 議題
日進市自治基本条例第28条に規定する条例の見直しの検証について
4 閉会

配 布 資 料 ・資料1 性別に関する表現関係資料
・資料2 日進市自治基本条例の解説(平成28年5月改訂版)

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 答申
会 長	答申案について、説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(答申案に沿って説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	日進市の市民自治活動について、非常に高い評価となっていますが、これからの検討課題として申し上げます。様々な主体が行っている市民自治活動に参加しようとしたとき、メンバーが固定化されていることがあります。新規メンバーが歓迎されないということが起きています。行政が補助金を交付するにあたっては、団体の運営を団体任せにするのではなく、公平性、公明性や閉鎖的な部分について、団体の運営者と話し合う等の働きかけが必要ではないでしょうか。参加の意思がある市民に対してオープンな組織であるという事に行政も携わっていただきたいと思います。
市 民 協 働 課	多くの団体が、それぞれの目的やテーマをもって活動されている中、委員のおっしゃるような問題も生じているということで認識いたしました。今後も留意してまいります。
会 長	市民自治としては、市民の間で解決することが理想ですが、行政の対応が必要

発 言 者	内 容
	な場合もあるかもしれません。適切な距離感を保ちつつ対応していくことになると思います。
委 員	自治活動における一番の問題点は、若い世代の時間がなく、参加が減っているという事だと思います。若い世代へのPRをお願いしたいと思います。
会 長	様々な立場の方が参加することが理想だと思います。定年延長や共働きの増加といった流れは、市民活動の主体から見れば、担い手減少の流れです。こういった環境の中での市民自治活動について、構造として考えていかなければなりません。提案されている手法として、副業があります。例えば、企業に勤めながら、NPO活動を行うといった形です。週の何日かを活動に割り当てることになります。働き方の多様性ということにもなります。定年退職を待たず、そのように働くことで、社会全体や個人にとって有利になることも考えられます。日進市だけでできることではありませんが、これまでのライフスタイルでは様々な限界がありますので、枠組みとして市民自治活動や自治会活動をどのように位置づけ、どのように人的資源を確保していくかを考え、仕組みを作らなければ社会が成り立たないのではないかと考えます。そのような視点をもって、市民自治活動や自治会活動を捉えなければ、根本の解決には至らないと思います。日進市から先駆けとなる動きが出てくれば素晴らしいと思います。市民自治活動の持続可能性のためには大事なことと思います。
委 員	基本指標に、参加者の年齢が分かるものはありません。まち全体が高齢化していく中で、若者や子どもも地域の活動に参加してほしいというメッセージを入れ、分析ができるようにしておく方がよいと思います。6ページの「評価・分析」に、幅広い年代の方が参加できる環境を整える必要があるというような内容を追記してはいかがでしょうか。
会 長	「より多くの方」という表現を具体的に記載するとよいと思います。
委 員	この議論は10年、20年前から行われているものと思います。地縁型コミュニティが、どれだけ開かれたものになっているかが問題であって、言葉の表現では改善できないものと思います。テーマ型ではある程度、目的が絞られて分かりやすい状況に対して、地縁型は開かれた度合いが重要ではないかと思います。
会 長	開かれたものという部分について、もう少し具体的に、ご説明をお願いします。
委 員	例えば、活動実態をどれだけ住民に知らせることができているのか、成功事例をどれだけ広く住民に還元できる仕組みとなっているかがポイントだと思います。
委 員	私の住む区では、新住民の多い地域と従来からの住民の多い地域が分かれています。新住民の多い地域では、開発事業者を通して自治会加入のお願いをしています。しかし、お子様が子ども会を抜けるタイミングで脱退される方もいます。活動のアピールとして、折に触れて年間行事をお知らせするというを行っています。
委 員	どの区でも同様の悩みを抱えています。今後、子どもが少なくなることを考えると、子ども会が無くなるという事もあると思います。ただ、子ども会は地縁活

発 言 者	内 容
	<p>動の一部ですので、全体的に輪を広げられるような PR を常日頃から行う必要があると思います。</p>
委 員	<p>私の住む区では、区と役員等が集まり、その場で色々な問題提起をしながら進めています。新住民の多い地域と従来からの住民の多い地域の両方から役員等は出ておりますので、ある程度のコミュニケーションは図られていると思いますが、不足する部分もあるかと思っています。</p>
委 員	<p>利害関係のある方が、自治会から離れていくことは仕方ないと思います。</p>
会 長	<p>子どもが小さい時は、行事に参加しやすくするため自治会に入会する方はいますが、大きくなった時に自治会加入のメリットとデメリットを考え、デメリットが大きいと考えた場合は、退会する人が増えると思います。区や自治会では、住民に何か困ったことがあった際に、市と地域の間に入り、地域の問題を解決したという事例をアピールできればよいと思います。</p>
委 員	<p>本来自治会は、メリットとデメリットで論ずるものではなく、全戸加入を原則とするものでしたが、メリットとデメリットで議論されるようになってしまい、加入率が下がる一方であることを前提にするのであれば、今の地域住民組織のあり方が自治として、問題ないのかを検討し見直さないといけないと思います。今回の答申については、今後適切に考えるとの内容ですが、日進市の区としての仕組みが、市民自治を支える仕組みとして適切なのか。NPO や市民活動が、どのように連携できるのかについて、考える時期であると思います。実際に NPO 法が制定され 20 年が経過し、どれだけ NPO とうこういった組織が行政と連携できるのかとの意見があるなかで、地縁型、テーマ型と分けるという発想が良かったのかを問い直さないで市民自治に繋がらないと思います。</p> <p>日進市は、どんな内容でも市民自治ということが特徴なので、住民が自分達の地域課題を自分達の力で解決していくには、どのような仕組みが必要なのかを検討する必要があると思います。このことについては、他自治体においても試行錯誤している状況です。担い手の問題などにも繋げるような支援の仕組みや制度の評価の仕方を今後検討していくことが必要であると思います。</p> <p>また、先ほどウィズコロナの話がありましたが、この 2 年間、色々な地縁型活動やテーマ型活動もできることやできないことがあり、コロナ禍においては、それぞれ、活動をする理由にもしない理由にもなったことから、仕分けや活動を見直すタイミングであると思います。例えばオンラインの仕組みを使い続けるのか、対面に戻すのかというようなことです。今回の答申をきっかけに、今後の市民自治に繋がればと思います。</p>
会 長	<p>これまでの委員の意見を踏まえ、答申案の 6 ページを中心に資料の修正をお願いします。答申については、内容の大幅な変更はないため、今回答申としたいと思いますがいかがでしょうか。修正内容については、会長に一任いただきたいと思っています。</p>
	<p>(異議なし)</p>

発 言 者	内 容
会 長	答申に移ります。
	(会長が答申書を読み上げ、市長へ手交)
	(市長退室)
	3 議題
会 長	日進市自治基本条例第 28 条に規定する条例の見直しの検証について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料 1 に基づき説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	<p>言葉は、時代の流れによって変化していくため、行政が表現指針を策定し、言葉をリードすることに疑問を感じます。行政の役割としては、ハラスメントが起きているのであれば、改善方法を研究することであると思います。</p> <p>市民意識調査は、問 3 以降の質問など質問の趣旨が解らないものがあります。今後は、必要な調査事項に限定し、調査する必要があると思います。</p>
事 務 局	<p>表現指針については、時代の流れがある中で、男女平等参画を進める観点からしますと、言葉をつかうことで固定される観念があり、それを払拭すべきとの考え方があります。このような考え方から、無意識の思い込みや偏見をなくすために、一つの方法として表現指針を策定しています。</p> <p>市民意識調査については、常に整理をする必要があると思いますので、ご意見として賜ります。住宅の種別に係る問 4 については、まちづくりを行ううえで必要な情報であると考えため、現在は、設問として設定しています。</p>
委 員	<p>表現指針の中で、「今までの表現」と「望ましい表現」とありますが、この整理に疑問を感じます。例えば、今までの表現の中に主婦とありますが、主婦という言葉が悪いものであるかのように感じます。</p> <p>「らしさ」とらわれた表現とありますが、「らしさ」は必要な言葉であると思います。例えば、男の子が生まれた場合は、たくましく健康に育てて欲しいと思い、女の子が生まれた場合は、優しく美しく育てて欲しいと思うので、「らしさ」という言葉は絶対に必要であると思います。</p> <p>性別や年齢、容姿を強調する表現とありますが、老女に対して望ましい表現として高齢女性とありますが、高齢女性という言葉は使われていないと思います。女医という言葉については、診療の内容によって女性の医者を選択したいと思われる場合があるので、必要な言葉であると思います。</p> <p>人間全体を男性で表現とありますが、カメラマンは職業を表す言葉であるので、男女を表現する言葉ではないと思います。</p> <p>性別により呼び方を変える表現とありますが、女性に対して「さん」「ちゃん」をつけて呼んではいけない理由が良く解りません。</p> <p>言葉についての指針を策定するのであれば、解りやすく策定する必要があると思います。</p>

発 言 者	内 容
事 務 局	言葉は、時代の流れにより変化するものなので、より適切という表現は難しいですが、男女の不要な差を社会的に作らないことを目的とし、表現指針を策定しています。
会 長	行政や企業等において、表現指針にある今までの表現を不用意に使用することは良くないと思いますが、個人が個人の思考で言葉を使うことは、表現の自由の観点から差別用語でなければ問題ないと思います。表現指針は、男女共同参画の観点から、表現方法を具体的にまとめたものであると思います。
委 員	<p>表現指針の内容については、例えば保母という言葉しかなかった時代に、男性が仕事として保母をした場合に、自分の呼び名が保母であることを嫌がる人がいたと思います。男性の立場からみても保育士という言葉の方がよいと思うので、このような考え方から、望ましい表現というものが必要となってきたと思います。</p> <p>全ての人に対して、適切な言葉があるという状況を目指して、表現指針は策定されたものと思います。表現指針を資料として提示された趣旨は、性別という言葉をはにかき置き換えた方がよいのではないかとの議論から、今回提示されたことと認識しています。性別に関することについて、自治基本条例を改正することも議論していたと思いますが、自治基本条例のどの部分を議論の対象とされるのでしょうか。</p>
事 務 局	自治基本条例第 5 条において、性別という言葉が適切であるかという議論がありました。その中で、調査の指示をいただいたものと理解しています。
委 員	性別という言葉をはにかき置き換えることができなかったということでしょうか。
事 務 局	はい。
委 員	それでは、性別に関する部分の条文について、改正が必要であるかを議論するべきだと思います。
委 員	本来の趣旨からすれば、性別という言葉そのものよりも、性別を蔑視しない方法がないかについて議論する必要があると思います。このことについて、行政として研究するのであれば、性別も含めた、市民を脅かすハラスメント全体に対する指針を策定することを検討されるとよいと思います。
事 務 局	<p>前回、性別に関しての議論がありましたが、条文の修正は不要とのご意見をいただいています。自治基本条例の解説の内容を修正する必要があるのではとのご意見がありましたので、今回、にしんの表現指針を参考資料として提示しています。</p> <p>今後、自治基本条例の解説を修正するにあたり、表現指針等と整合を図りながら、正しい内容に修正していきたいと思っています。</p>
会 長	それでは、資料 2 の説明をお願いします。
事 務 局	(資料 2 に基づき説明)

発 言 者	内 容
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	言葉の定義や表現については、全体的に統一や再考が必要と思います。
委 員	第4章に市民、市議会及び市長等の役割と責務について記載がありますが、市議会議員は含まれないですか。
事 務 局	市議会の役割は、市議会議員が行う役割という認識はしておりますが、市議会と市議会議員との区別はしておりません。
会 長	市議会は、自治基本条例制定後に市議会基本条例を制定していますので、その条例の中に市議会議員の役割についての記載がございます。
委 員	今後の自治推進委員会で議論を進めるにあたって、新しく委員になった方には、最初に自治基本条例の解説を渡すべきと考えます。
委 員	自治基本条例の解説の10ページに記載されている市職員の役割と責務についてですが、「市民参加や協働によるまちづくりのコーディネーターとして、必要な知識の習得や能力の向上に取り組むことを規定しています」とありますが、この解説はこのままで問題ないと思います。今後もこのような役割等を目指すということによろしいですか。 また、同ページに記載されている「子どもの考えや意見を市政に反映するとともに」については、現状としてはできていないと思います。今後もこのようなことを目指すということによろしいですか。
事 務 局	解説の内容については、方向性が変わったものであると考えておりませんので、解説のとおりでございます。
会 長	自治基本条例制定後、先ほどご指摘があったことについては、どの程度前進したと思いますか。
事 務 局	市民協働のコーディネーター件数や子どもの意見を聞くための件数については、時代によって変わる部分であります。例えば総合計画策定の際に、中高生アンケートを実施しておりますが、子ども会議については数年開催できていない状況です。このことから、外見的に非常に進んでいるという状況にはないと思います。ただ、全く進んでいないという状況でもない認識しております。
会 長	市民協働のコーディネーターの件数等については、自治基本条例を検証する際に、進捗状況を把握できればよいと思います。
委 員	自治基本条例第4条に、ここ数年で新たに言われるようになったダイバーシティとインクルージョンやジェンダー平等などの文言を追記し、今の時代に合った言葉の解説にする必要があると思います。
委 員	性差別のない社会を実現することの総称として考えられた言葉が、男女共同参画です。自治基本条例第4条にジェンダー平等を追記することは、国の指針と合致すると思います。 先ほどから議論のある性別というのは、戸籍に登録するものでもあります

発 言 者	内 容
	ので、条例から削除する必要はないと思います。
会 長	自治基本条例の解説については、委員会で意見をいただき修正していくとの理解でよろしいでしょうか。
事 務 局	自治基本条例の解説については、修正することを検討していきたいと思います。自治基本条例の解説は、自治基本条例に関わるものでありますので、容易に修正できるものとは認識しておりませんが、附属機関からのご意見として重要であろうと考えられるポイントという形で、意見をいただきたいと思います。
会 長	誤っている箇所については、修正する必要がありますが、基本的には全体のバランスを見ながら検討するというところでよろしいでしょうか。
事 務 局	その通りとなります。
委 員	市民自治については、地縁型、テーマ型と分けることが、市民自治を進めることにはならないと思います。考え方を直ちに変更する必要があるとまでは言わないですが、長い間、テーマ型による推進が言われる中、なかなか協働が進まないで、本当に協働を進めるときに、地縁型とテーマ型と分けることが必要なかを検討する必要があると思います。地縁型とテーマ型を分けたことにより分断が起きていると認識しているので、私自身は分けなくてよいと思います。分断の原因とならないような、市民活動等の表現で十分であると思います。
委 員	分断が起きているとは、どのような意味でしょうか。
委 員	地縁型とテーマ型に分けることで、どちらが適切かという議論になったり地域の自治を担うのは、町内会や自治会だという認識が前提になったりなど、縦の関係性が生じてしまうことが分断であると考えます。 自治会の加入率が下がっているなかで、地縁組織がうまくいかない状況です。このことを大きく捉える仕組みとして、地域運営組織があります。自治会も運営する一つであり、NPO や他の団体も地域自治を担う一つというようなフラットな位置づけの中、地域運営組織という形で地域をマネジメントする組織を立ち上げる検討をしている自治体もございます。この仕組みは、山間地域など、担い手が厳しいところで運営を考えるなか、出来てきた組織です。今後は、都市部においても同様な組織作りを検討する必要があると思います。
委 員	自治基本条例第 4 条のなかに、ダイバーシティとインクルージョンやジェンダー平等について、追記してはとのご意見がございましたが、インクルージョンについては、第 3 章の市民の権利の解説のところを追記してはどうかと思います。多文化共生について、触れられる部分と考えます。
委 員	インクルージョンについては、社会的包摂という言葉が使われています。こういった内容を追記するのもよいと思います。
	4 閉会